明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

ラリンピック担当専門官、東北農政局及び関東農政局に置かれる第百六十条第一項の企画官のうちそれぞれ一人、第百九十九条第二項の福島復旧復興対策官、第二百十三条第三項の農村復興指導官、第二百十八条第四項の放射性物質対策調整官、東北農政局に置かれる第二百二十一条第一項の災害対策室、第三百八十七条第一項の消費税転嫁対策官、第三百八十八条第一項の林業労働安全衛生指導官、同項の特用林産物安全推進指導官のうち一人、第三百九十三条第一項の海岸林復旧指導官、海岸林造成推進官及び災害対策調整官、第三百九十四条第一項の森林除染技術専門官、第三百九十六条第一項の森林環境評価調整官、第三百九十七条第一項の企画官のうち一人、同項の森林除染対策官、東北森林管理局及び関東森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官、第五百三十三条第一項の消費税転嫁対策官、第五百三十四条第一項の輸出証明指導官、第五百三十七条第一項の漁業復興推進官及び操業指導調整官、第五百四十条第一項の水産研究専門官、第五百四十二条第一項の栽培養殖復旧専門官、第五百四十三条第一項の漁港防災・衛生管理専門官、第五百四十四条第一項の漁港漁場専門官のうち四人並びに第五百四十五条第一項の災害査定官のうち三人は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。	ラリンピック担当専門官、東北農政局及び関東農政局に置かれる第百六十条第一項の企画官のうちそれぞれ一人、第百九十九条第二項の福島復旧復興対策官、第二百十三条第三項の農村復興指導官、第二百十八条第四項の放射性物質対策調整官、東北農政局に置かれる第二百二十一条第一項の災害対策室、第三百八十七条第一項の消費税転嫁対策官、第三百八十八条第一項の林業労働安全衛生指導官、同項の特用林産物安全推進指導官のうち一人、第三百九十三条第一項の海岸林復旧指導官、海岸林造成推進官及び災害対策調整官、第三百九十四条第一項の森林除染技術専門官、第三百九十六条第一項の森林環境評価調整官、第三百九十七条第一項の企画官のうち一人、同項の森林除染対策官、東北森林管理局及び関東森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官、第五百三十三条第一項の消費税転嫁対策官、第五百三十四条第一項の輸出証明指導官、第五百三十七条第一項の漁業復興推進官及び操業指導調整官、第五百四十条第一項の水産研究専門官、第五百四十二条第一項の栽培養殖復旧専門官、第五百四十三条第一項の漁港防災・衛生管理専門官、第五百四十四条第一項の漁港漁場専門官のうち四人並びに第五百四十五条第一項の災害査定官のうち三人は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。
7～10　（略）	8～11　（略）
11　第三百九十七条第一項の災害対策分析官及び第四百五十三条第一項の災害対策分析官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。	（新設）

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十六号

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）の施行に伴い、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

農林水産大臣　江藤　拓

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十三年農林水産省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項）	（業務方法書の記載事項）
第四条　センターに係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。	**第四条**　センターに係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
一～十二　（略）	一～十二　（略）
十三　センター法第十条第二項第三号に規定する立入検査及び質問に関する事項	十三　センター法第十条第二項第三号に規定する立入検査、質問及び収去に関する事項
十四　センター法第十条第二項第四号に規定する立入検査、質問及び収去に関する事項	（新設）
十五　センター法第十条第二項第五号に規定する集取及び立入検査に関する事項	十四　センター法第十条第二項第四号に規定する集取及び立入検査に関する事項
十六　センター法第十条第二項第六号に規定する立入検査、質問及び収去に関する事項	十五　センター法第十条第二項第五号に規定する立入検査、質問及び収去に関する事項
十七　センター法第十条第二項第七号に規定する立入検査、質問及び集取に関する事項	十六　センター法第十条第二項第六号に規定する立入検査、質問及び集取に関する事項
十八　センター法第十条第二項第八号に規定する立入検査に関する事項	十七　センター法第十条第二項第七号に規定する立入検査に関する事項
十九　センター法第十条第二項第九号に規定する立入り、質問、検査及び収去に関する事項	十八　センター法第十条第二項第八号に規定する立入り、質問、検査及び収去に関する事項
二十～二十二　（略）	十九～二十一　（略）

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二十四号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

経済産業大臣　梶山　弘志